

## 業務委託契約書(案)

1. 契約事項 練習船耕洋丸第10次航海代理店業務
2. 契約期間 契約日～平成21年3月9日
3. 外国寄港地 別紙運航予定表のとおり
4. 契約保証金 免除

上記の業務の請負について、独立行政法人水産大学校 理事長 藤 英俊（以下「甲」という。）と○○株式会社 代表取締役 ○○○○（以下「乙」という。）との間に上記各項目及び次の契約条項により、請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 下関市永田本町二丁目7番1号  
独立行政法人水産大学校  
理事長 藤 英俊

(乙) ○○市○○○○  
○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

## 契 約 条 項

第1条 甲は別紙の業務仕様書に基づき、甲の所有する練習船耕洋丸（以下「本船」という。）の内地及び外地における入出港の代理店業務）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 甲は乙に対し業務仕様書及び運航予定表に変更が生じた場合、速やかに連絡するものとする。

第2条 乙はこの契約で知り得た事実を、この契約期間に関わらず、第三者に漏らさないものとする。

第3条 乙は本船の入出港において、甲に代わり補給手配業者（以下「海外代理店」という。）を指定することができる。

2 乙は海外代理店を指定したときは、甲に対し速やかに通知するものとする。

第4条 乙は業務が完了したときは、その都度関係書類に証明を受けるものとする。

第5条 乙は本船の寄港地における外地補給手配上の全ての代金・経費（以下「外地経費」という。）は海外代理店の精算書に基づき、甲に対し請求するものとする。

2 前項の請求時の外貨円換算率は本船が外地に入港した日の電信為替対顧客売相場を適用するものとする。

3 甲は基本代理店料として1港に付き○○○○円（消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

4 甲は外地補給手配の手数料として外地経費の〇%を乙に支払うものとする。

5 甲は海外代理店との通信費として、○○○○円を乙に支払うものとする。

6 甲は海外代理店への海外送金手数料として、1件当たり○○○○円の手数料を支払うものとする

7 甲は国内手数料として、本船との通信費及び交通費として、○○○○円（消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

8 乙は第1項及び第3項から第7項までの経費をまとめて請求するものとする。

第6条 甲は乙が提出する適法な支払い請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を乙に支払うものとする。

第7条 乙は甲が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息は遅延日数1日につき年3.70%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定に関わらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数についてはその端数を切り捨てるものとする。

第8条 甲は乙が次の各号の一に該当する場合は、契約の全部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約の解除を申し出、又はこの契約の全部もしくは一部を履行しない場合

- (2) この契約の履行にあたり、乙又は乙の使用人に不正な行為があった場合
- (3) この契約によって生じる権利または義務を甲の承諾を得ないで第三者に譲渡し、または請け負わせた場合

第9条 天災、ストライキ、その他不可抗力の場合を除き、乙は本契約書の定める業務に  
関し、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は乙は甲に対しその損害を  
賠償するものとする。

第10条 この契約書に定めのない事項について甲、乙間に疑義を生じたときは、甲乙協  
議して決定するものとする。